

開業スケジュール 2ヶ月前



チェックポイント

1. 店舗の受渡
2. 電話番号の取得
3. 開業に関する届け出
4. カード会社
5. 経理
6. 印刷物
7. 印鑑・ゴム印
8. 音楽
9. メニューの作成

1. 店舗の受渡

最初の受渡の時点で、ビルオーナーか不動産会社に立ち会っていただき、共益費に含まれる電気・ガス・水道の設備関係のメーターを記録してください。非常口や非常階段なども確認してください。また、郵便ポストを確認してください。

2. 電話番号の取得

NTT や手配会社などに連絡し、電話番号を取得してください。

アドバイス

気に入った電話番号を取れるように何度も候補を問い合わせることをお薦めします。電話番号を決める時には、インターネットなどで電話番号の前使用者などをチェックするといいでしょう。

3. 開業に関する届け出

大阪市北区役所

営業許可書

北新地は大阪市北区役所の管轄で、健康局にて営業許可申請を行います。調理師免許がない場合は講習を受けなければなりません。

アドバイス

申請を出してから、店舗の確認があり、発行されるまで日数がかかります。申請中の証明書を発行していただくようにならう。

天満警察署

風俗営業許可

北新地は天満署の管轄です。クラブ・ラウンジ(女性接待営業の場合)を経営される場合は、風俗営業許可書が必要です。特定少数のお客様の近くに付き、継続して談笑の相手をしたり、お酒などの飲食品を提供したりすることは、接待となります。一般では審査が厳しいので行政書士に依頼することをお薦めします。審査には最短 2ヶ月かかります。詳しくは天満警察署にお問い合わせください。

風営法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)の規制について

風営法や条例を正しく理解し、適正・適法な営業を行ってください。風営法違反は 2 年以下の懲役、または 200 万円以下の罰金が科せられます。

深夜酒類提供飲食店営業開始届

接待行為を行わない、午前 0 時を越えて、主に酒類を提供する店舗は、お酒の種類・量に問わず、許可を取る必要があります。

消防署

店舗面積によって、防火管理者が必要になります。不動産会社に確認してください。

税務署など

税務署

個人が新たに事業を開始した場合には、所得税、源泉所得税および消費税に関する各種届出書などの提出が必要となります。代表的な届出書などは右記のとおりです。

府税事務所

各種事業を新たに開業した人、又は現在同事業を行っている人で、新たに事務所若しくは事業所を設けた人は、府税事務所に「開業・廃業申告書」を提出する必要があります。

市税事務所

新たに事務所などを開設した場合は、開設した日から2ヶ月以内に「法人設立・事務所等開設申告書」を、必要な資料を添付して市税事務所に提出する必要があります。

所得税

個人事業の開廃業等届出書
所得税の青色申告承認申請書
青色事業専従者給与に関する届出書
所得税(消費税)の納税地の変更に関する届出書
所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書

源泉所得税

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

消費税

消費税課税事業者選択届出書
消費税課税期間特例選択届出書
消費税簡易課税制度選択届出書

4. カード会社

カード会社と契約の際、営業許可書が必要となります。決済端末の設置には最短50日かかります。手数料は業種によって異なりますが、通常7%かかります。

！ 入会特典

カード会社を斡旋します。カード手数料が優遇され、最大約3%下がります。

5. 経理

開業準備を含め、オープン後の経理が円滑に行えるように備えておきましょう。領収書、伝票、請求書、印紙などを準備しておく必要があります。

6. 印刷物

開業案内状、名刺、封筒などを準備しておく必要があります。

7. 印鑑・ゴム印

屋号、住所、電話番号などの印鑑、ゴム印を準備する必要があります。

アドバイス

1ヶ月前には全て揃えておくとよいでしょう。4月、7月、9月、12月の前後は、印刷屋が混み合いますので注意してください。

8. 音楽

有線・カラオケなどの業者を決める必要があります。業者と契約すると著作権料は含まれています。ピアノの生演奏や趣味の音楽をBGMとして使う場合は著作権料がかかります。風俗営業許可書を申請する場合は申請前に契約を締結してください。

！ 入会特典

JASRACの使用料が20%割引になります。また、カラオケの著作権料も割引になります。

9. メニューの作成

クラブ、ラウンジ、飲食店、全ての店舗でメニューが必要です。お客様にとって大事なことは、税込みか、税抜きかを明確にすることです。

価格の表示

平成16年4月から、消費者に対する「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合には、消費税相当額を含んだ支払総額の表示を義務付ける「総額表示方式」が実施されています。平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法により、一定の場合には総額表示を要しないこととされています。